

榎倉産業株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3 年 6 月 1 日 ~ 令和 11 年 5 月 31 日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<実施時期・取組内容>

- 令和 3 年 6 月～ 育児休業に関する規定を整備する。
- 令和 3 年 7 月～ 周知に向けて、社員研修を行う。
- 令和 4 年 8 月～ 社員に再度周知を図る。
- 令和 5 年 6 月～ 社員に再度周知を図る。

目標 2 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料の免除など制度の周知や情報提供を行う。

<実施時期・取組内容>

- 令和 3 年 6 月～ 法に基づく諸制度の利用状況を調査する
- 令和 3 年 7 月～ 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法の検討
- 令和 3 年 8 月～ パンフレット配布、ポスター掲示等により社員に周知を図る
- 令和 4 年 3 月～ 社員に再度周知を図る

目標3 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

＜実施時期・取組内容＞

- 令和6年8月～ 社員へのアンケート調査、検討開始。
- 令和6年10月～ 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法の検討。
- 令和7年1月～ 制度導入。パンフレット配布やポスター掲示等により社員への周知を図る。
- 令和8年1月～ 社員に再度周知を図る。